

令和2年度 確定給付企業年金監査結果（主な指摘事項）

項番	大区分	指 摘 内 容
1	加入者原簿	加入者原簿については、法令で定める事項を記載すること。
2		加入者原簿において、加入者資格の取得及び喪失の年月日その他給付の裁定に必要な事項について正確に記録すること。
3	規約管理	事業主の住所を変更したときは、遅滞なく規約変更の届け出をすること。
4	事業周知	業務概況について、法令で定める事項を漏れなく周知すること。
5		業務概況について、毎事業年度1回以上、加入者に周知すること。
6	給付	裁定請求書には、法令及び規約に基づく添付書類を提出させること。
7		加入者の資格を喪失した者に対し、脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項を説明すること。
8	掛金	未収掛金について、納付計画を提出させるなどにより、早期の解消を図ること。
9	資産運用	積立金の運用に関する基本方針を作成すること。
10		資産運用委員会の議事については記録にとどめて保存すること。
11	個人情報保護（一般）	個人データを扱う従業者は、その役割を明確にしたうえで、個人データを扱うこと。
12		個人データを取り扱う従業者に、個人データの適正な取扱いを周知徹底するとともに適切な教育を行うこと。
13		個人データの漏えい等が発生した場合における報告体制を確立すること。
14		加入者等の個人情報を取り扱う基幹システムに接続されたネットワークとインターネットに接続されたネットワークを物理的又は論理的に分離すること。
15		一時的にパソコン等に個人情報を保存した場合は、作業終了後のデータ消去を徹底すること。

16	個人情報保護(特定)	本人から個人番号の提供をうけるときは、本人確認の措置を適切に行うこと。
17		特定個人情報ガイドラインを踏まえた基本方針や取扱規程等を策定すること。
18		特定個人情報ガイドラインを踏まえた基本方針を策定すること。
19		特定個人情報ガイドラインを踏まえた取扱規程等を策定すること。
20		特定個人情報等の送付は、送付履歴が分かるようにすること（簡易書留や配達証明）。
21	代議員及び理事	理事長代理については、あらかじめ理事長が指定すること。
22	監事監査	監事監査は、通知に掲げる事項のすべてについて行うこと。
23		監事の監査は、未収掛金及び債権管理に関する事項について、適正かつ厳正に行うこと。
24	財務及び会計	タクシー券は、受払簿を作成し、適切に管理すること。
25		基金債権は、適切に管理すること。